

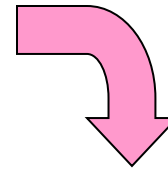
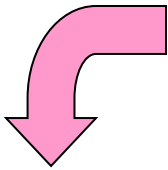


必要書類の手引き



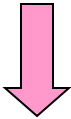
Q1 貴方の車両はどっち？

【自動車検査証】	
普通	軽



車検証	
Q2 所有者と使用者の 名前・住所と確認	
印鑑証明書のご用意を お願い致します	
違う	同じ

車検証	
Q2 所有者と使用者の 名前・住所と確認	
違う	同じ



使用者と所有者が異なる場合は
申請依頼書に所有者印を頂く



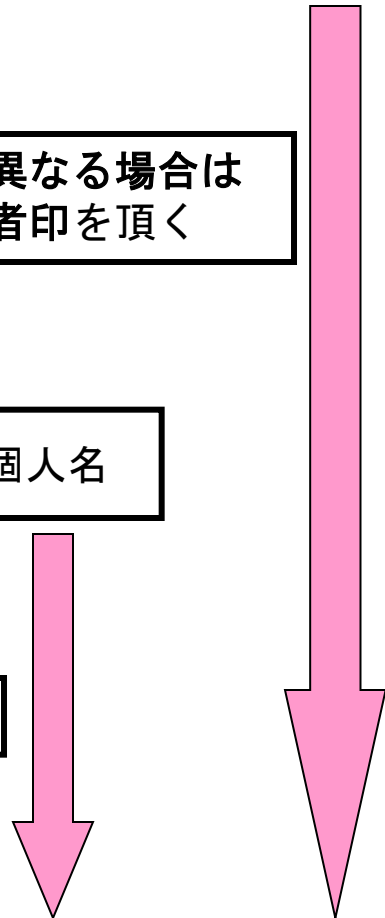
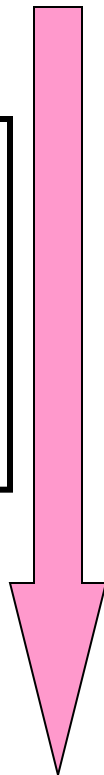
車検証と印鑑証の繋り
が取れる書類(原本)が
必要になります。

※住所なら**住民票**、
氏名なら**戸籍**の附表等

法人名	個人名
-----	-----



代表者名を確認



【重量税還付金】

車検有効期限が、その日より 1か月+2日以上 あれば還付が受けられます。

有り

無し

【還付金を振込む口座】

◆ネットバンクNG(イーバンク、セブンなど)

◆口座名義のフリガナを忘れずに

◆所有者と名義が異なる場合は、できるだけ所有者変更する形で受けて下さい。

(その場合、新しく所有者になる方の印鑑証明or住民票のコピーが必要になります。)

※陸運局への申請後、実際のお振込みまで2~3か月かかります。

■解体証明書、
■抹消証コピー
(抹消があるもの)

■還付の付表
(還付があるもの)

郵送(FAX)するか聞いて、完了です。

まとめ



普通自動車

一時抹消・永久抹消

- ①印鑑登録証明書 . . . 所有者 (車検証と氏名・住所が違
うときは住民票や、戸籍の全部事項証明書なども必要)
- ②委任状 . . . 所有者 (①の印影と同一の印を押印)
- ③車検証

すべて原本をご用意ください。

移転抹消 (移転登録+一時抹消)

抹消前に行う名義変更のことを移転登録と言います。所有権解
除もこの手続きとなります。

- ①譲渡証 . . . 旧所有者に押印 (②の印鑑) いただく
- ②印鑑登録証明書 . . . 旧所有者 (車検証と住所が違うと
きは住民票も必要) 新所有者
- ③委任状 . . . 旧所有者 (②の印影と同一の印を押印)
委任内容は『移転登録』
新所有者 (②の印影と同一の印を押印)
委任内容は『移転登録および一時抹消登録』
- ④車検証

すべて原本でお願いします。所有権解除は印鑑証と委任状が各
2枚あると理想的です。

重量税還付について

解体届出の受理時点で、最終所有者(新所有者)と口座名義人が異なる場合は、

『代理受領専用の委任状』が必要となります。(用紙の左上に『代理受領用』と記載があります)

この委任状では、所有者の変わりに重量税還付を受ける人の、氏名と住所が必要となります。

また、最終所有者が法人の場合は、その会社印を押印いただく必要があります。

所有者変更 (所有者変更+解体届出の場合)

抹消後に行う名義変更のことを所有者変更と言います。移転登録とは扱いが異なります。

①譲渡証 ・ ・ ・ 旧所有者に押印いただく (認印可)

②印鑑登録証明書 または 住民票 ・ ・ ・ 新所有者 (コピー可)

②委任状 ・ ・ ・ 新所有者 2枚 (認印可) 『所有者変更記録』用、『解体届出(および重量税還付申請)』用

③車検証



軽自動車

一時抹消・永久抹消

①申請依頼書・・・法人名義の場合（1枚）

4つ書く所がある時は、用紙左側にある、使用者・所有者の所へ押印いただく。

（一時抹消でも、後の解体届で必要となります。）

委任内容は、出来るだけ空欄のものをご使用ください。

②車検証

法人の場合、代表名が必要です。永久抹消で還付があるときは、口座情報もご確認ください。使用者と所有者が異なる場合は、更にもう一枚申請依頼書が必要です。

移転抹消（移転登録+一時抹消）

抹消前に行う名義変更のことを移転登録と言います。所有権解除もこの手続きとなります。

①印鑑登録証明書・・・新所有者（コピー可） 住民票または軽自動車証明書でも可

②申請依頼書・・・旧所有者（認印可）、旧使用者

右側の『旧所有者』欄に押印ください。

新所有者（認印可）、新使用者左側の『使用者』『所有者』欄に押印ください。

③車検証

特に法人名が入る場合は、押印・記入箇所にご注意ください。

所有者変更 (所有者変更+解体届出の場合)

抹消後に行う名義変更のことを所有者変更と言います。移転登録とは扱いが異なります。

①譲渡証 (検査証返納確認書) ・ ・ ・ 旧所有者に押印いただく (認印可) 返納証の最下部に2箇所押印いただく。
(『返納を承諾した所有者の印』と、『譲渡人(元所有者)印』のところ)

②印鑑登録証明書 ・ ・ ・ 新所有者 (コピー可) 住民票または軽自動車証明書でも可

②申請依頼書 ・ ・ ・ 新所有者 2枚 (認印可) 『所有者変更記録』用、『解体届出(および重量税還付申請)』用

③車検証

新所有者が法人の時は、①の譲受人欄に、社名+代表者名の記載が必要となるので、出来るだけ先方で記入いただくか、必ず代表者名をご確認願います。

重量税還付について

解体届出の受理時点で、最終所有者(新所有者)と口座名義人が異なる場合は、『代理受領専用の委任状』が必要となります。(用紙の左上に『代理受領用』と記載があります)

この委任状では、所有者の変わりに重量税還付を受ける人の、氏名と住所が必要となります。

また、最終所有者が法人の場合は、その会社印を押印いただく必要があります。

★普通自動車の注意★

※印鑑証明書や住民票(コピー含)は、手続き時に発行後3か月以内でなくてはなりませんので、日付に余裕があることをご確認ください。

※所有者が法人の場合、押印はすべて会社印となります。必ず委任状 2 枚、譲渡証に押印いただいでください。

※所有者が法人の場合、譲渡証への代表者名記入が必要です。必ずご確認ください。

★軽自動車の注意★

※印鑑証明書や住民票(コピー含)は、手続き時に発行後3か月以内でなくてはなりませんので、日付に余裕があることをご確認ください。

※所有者が法人の場合、押印はすべて会社印となります。必ず申請依頼書 2 枚(種類と押印箇所)に押印いただいでください。

※申請依頼書の『旧所有者』欄、『旧使用者』欄を使用するのは移転登録をする時のみです。

誤って記入・押印してしまうと使用できませんので御注意ください。

ご質問やご不明な点等ありましたら、当社までご連絡下さい。喜んで対応させていただきます。

0120-577-814